

八王子都市計画さくら台地区地区計画 計画図

八王子市長房町地内

確認 昭和62年 8 月 3 日

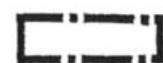
所管部課名 地域計画部土地利用計画課

確認 昭和62年 8 月 3 日

所管部課名 施設計画部街路計画課

「この地図は、東京都知事の承認を得て東京都縮尺1/2,500の地形図(街路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、縮尺1/3,000の都市計画道路の計画図から転記したものである。(承認番号)60都市施街第214号、昭和61年3月19日作成」

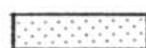
凡 例



地区計画区域



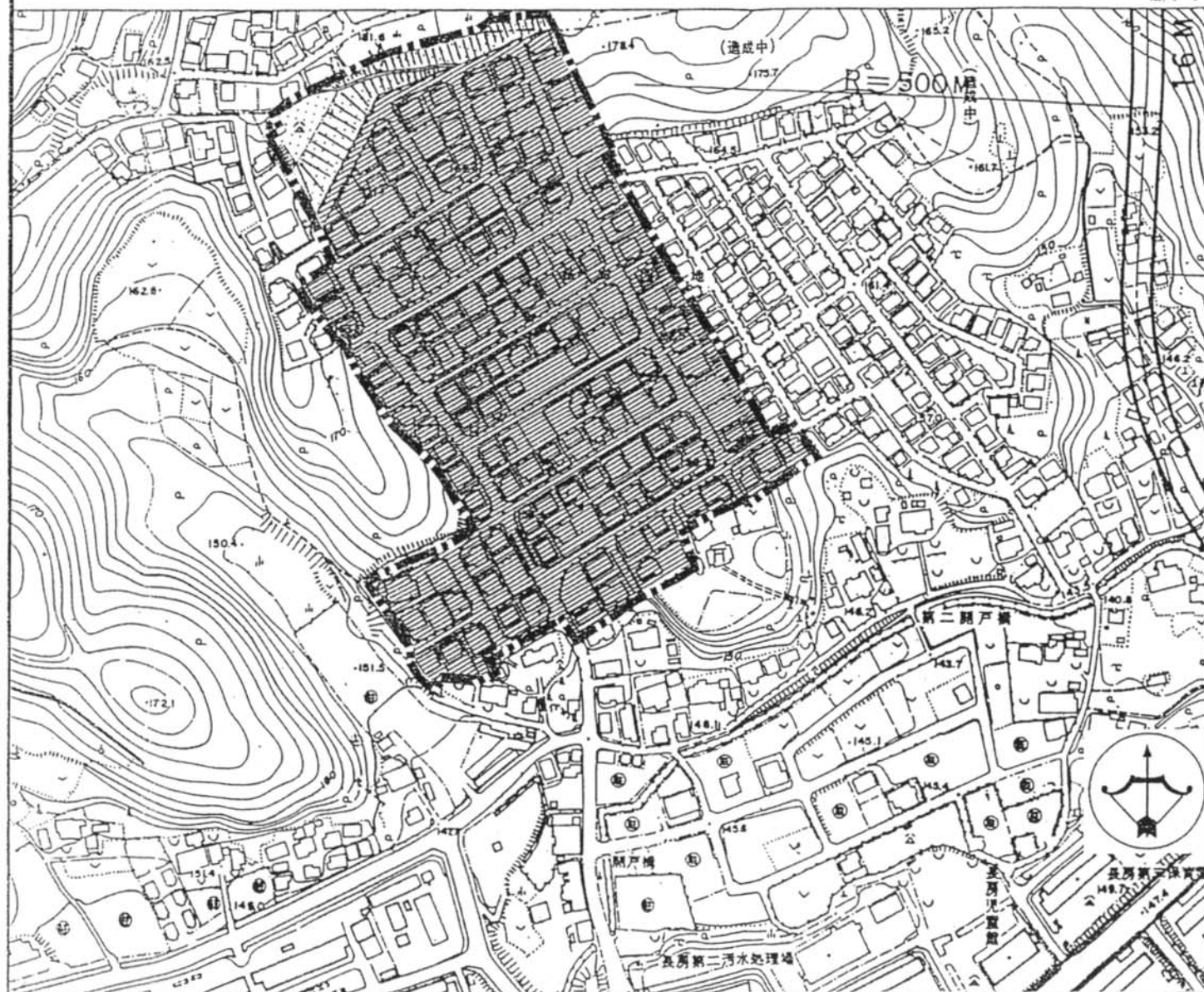
宅 地



公 園



0 10 30 50 100 150m



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画さくら台地区地区計画を次のように決定する。

名 称		さくら台地区地区計画
位 置		八王子市長房町地内
面 積		約 4 . 3 h a
に 区 域 関 する 方 針 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全	地 区 計 画 の 目 標	当地区は、低層の一戸建住宅地として良好な住環境が形成されている。 そこで、本計画により良好な住環境の保全を図るとともに、緑あふれる住宅地として発展させることを目標とする。
	土 地 利 用 の 方 針	良好な住環境を有する低層の一戸建住宅地として、土地の利用を図る。
	地区施設の整備の方針	区画街路、桜台公園等が既に整備されているので、これらの機能が損われないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、建築行為等を規制、誘導する。
位 置		八王子市長房町地内
面 積		約 4 . 3 h a
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 関 する 事 項	建築物の用途の制限 (知事承認事項)
		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅のうち長屋 2. 共同住宅 3. 寄宿舍
		建築物の敷地面積の最低限度(知事承認事項)
		160 m ²
		壁面の位置の制限
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上としなければならない。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが 2.3m以下であるもの
		建築物の高さの最高限度（知事承認事項）
		9m ただし、地階を除く階数は 2 以下としなければならない。
備考 区域については、計画図表示のとおりである。		

理由 建築物その他の整備及び合理的な土地の利用を図り、良好な住環境の維持、保全を図るため地区計画を決定する。